(傍線部分は改正部分)

目次 第一章 総則(第一条—第二条の三) 第二章~第十章 (略) 第二章~第十章 (略) 第二章~第十章 (略) 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当するない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の2、18の2、第二十三号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の四、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十八号の三、第十二号の四までを含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、適用しずない。 一次に掲げる業務(以下「特別有機溶剤業務」という。)以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(合別表第三十六号。以下「有機則」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(合別表第一十六号。以下「有機則」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(全別表第一十六号。以下「有機則」という。)に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令局に掲げる場及では、19の2から場所をいう。)以外の限がは、19の2を含する製造し、又は取り扱う業務(特別有機溶剤等(令別表第一条第二項各号に掲げる場及では、19の2を含する製造し、又は取り扱う業務(特別有機溶剤等(令別表第一条第二項条)という。)に限る。 1000年の第二十二条第二項各号に掲げる場及では、1000年の第二十二条第二項各号に掲げる場及では、1000年の第二十二条第二項各号に掲げる場及では、1000年の第二条第二項を引き、1000年の第二条第二項を引き、1000年の第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第	改 正 後
目次 第二章 総則(第一条—第二条の二) 第二章 総則(第一条—第二条の二) 第二章 総則(第一条—第二条の二) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二年の二、第十八号の一、第二十二号の四、第二十二号の四、第二十二号の二、第十八号の三、第十八号の四までは、三第二号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第二十八条第二号に掲げる物及が正列の世界を製造し、又は取り扱う業務にの一条の世界を製造し、又は取り扱う業務に一条第二号に掲げる物という。)以外の限が記載を対しては、このでは、このでは、100~100~100~100~100~100~100~100~100~100	改正前

・(1) か(12) (12) (12) (12) (12) (13) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (17) (18) (18) (19 におい て行う次に掲 げる業務をいう。

第二条の三 う。) が認定県労働局長 条の十三第三項から第五項まで、の八(有機則第七章の規定を準用 号を除く。 号の業務に労働 規定を除く。 の二十第二項から第四項まで及び第七項、 ない業務を除く。 取り扱う作業又は業務(前条の規定により、この 表第三第一号3、)が認定したときは、第三十六条の二第一項に掲げる物(令R働局長(以下この条において「所轄都道府県労働局長」とい 機則第七章の規定を準用 この省令(第二十二条、)は、 に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府 (者が常時従事していない事業場については、 6又は7に掲げる物を除く。 事業場が次の各号(令第二 については、 第三十八条の する場 適用しない。 第二十二条の二、 合に 第六章並びに第七章の 限 る。 十二条第一 +应 を製造し、 省令が適用さ 第三十八条 第三十八条 第三十 項第三 第四

を有する者として厚生労働大臣が定めるもの(第五号において事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能 項を管理していること。 の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事化学物質管理専門家」という。)であつて、当該事業場に専

口 業場における特定化学物質による労働者の クアセスメントの のリスクアセスメントの結果に基づく措置その 実施に関すること。 健康障害を予防す

省令

第三十二号)

第三十四条の二の

七

第

項に

規定するリ

ス

特定化学物質に係る労働

安全衛

生

規 則

昭

和四十

七

年労働

していないこと 死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発 過 るため必要な措置の内容及びその実施に関すること。 去三年間に当該事業場におい て特定化学 物質による労働者

> ロ ・(1) おいて同じ。 (略) に おい て行う次に掲げる業務を

いう。

二~八

- 見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。条第一項の健康診断の結果、新たに特定化学物質による異常所四。過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第三十九
- 工いると認められること。五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の五 1000円の 1
- こと。 以下「法」という。)及びこれに基づく命令に違反していない以下「法」という。)及びこれに基づく命令に違反していないた。過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法(
- 2 前項の認定(以下この条において単に「認定」という。)を受い。
- 3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合に 3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合に

- から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたとき6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号

け れ ばならな 滯 書 で 0 旨 を 所 轄 都 道 府 県 労 働 局 長に 報 告

- 7 合 認 当するに至ったとき 轄 なくなつたと認めるとき。 都道府県 定に係る事 // 労働 事業場が 局 長 第 は は そ 項各号に 認 \mathcal{O} 定 認 を 定 受 掲げる事 を け 取 た ŋ 事 消 業 項 す 者 ر ک 0) が 次 V が ず \mathcal{O} れ で 1 きる。 か ず に れ 適
- 正 の手段により 認定又はその 更 新 を受 け た と き。

L

置 定 が適切に 化 学物質に係る法第二十二条及 講じられていないと認 めるとき び 第五 十七 条の 第一 項

8 同 号 る水準にある」とする。 三項の 一分され 係る作業環境が第三十 六 中 条の 過 去三年 た 場合における第一 第 とあるの 項 間に当該事業場 \hat{O} 規定による評 は 六条 項 第三号 過 の二第 去三 0) 作 価 業場 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 結果が 項 間 規 0) 所につい 定 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} 第 全て 該 適 一用につ 管 事 業場の 第 て行 理 区 管理区分 一分に 作業場 て は、

六条 規略

2 質障 らない。 《場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなけ、《障害予防規則一部適用除外認定申請書(様式第一号の二)、(前項の規定による認定を受けようとする事業者は、特定化) なければ の二)に作 に学物

3 5 5

て 同 \smile $\stackrel{-}{=}$ 濃 六 は、 の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて評価して同じ。)の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において、項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号、上抑制措置に係る作業場の通常の状態において、法第六十五条第、上抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの上抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの上がわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防、六条の三、事業者は、第四条第三項及び第五条第一項の規定にか、第二 止か 一項及び作業度の測定 第三条の わ 抑 に係る 計 業者は、 管 理 区 一分に区 分さ れ たとき は、 轄 労働 基 進 <u>.</u> 監 督署

3〜5 (略) 第六条 (略) 第六条 (略) 田しなければなら男一号) に作業場

六条の二第一項の行規則(昭和五十行規則(昭和五十分) 濃止か六 度抑わ条 度の測定がおらず、 の 三 定 置 に 発 事 係る作品 業 の規 る。以下この条にお十年労働省令第二十二 該 いう。) 者 作業場 止は、 。以下この条において同じ。)の結果を年労働省令第二十号)第三条の規定に準う。)第六十五条第二項及び作業環境測作業場の通常の状態において、労働安全作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉 定に 抑 制第 準 四 措 Ü 置 条 つて評 |を講じた場合であ 第三 価 項 [した結] 及 び 第 果、 五. 条 小第 一項 つて、 管 理 区

所 第 二類 0 ,気装置及びプッシュプル.類物質のガス、蒸気又は.許可を受けて、当該発散 型 型換気装置を設けないことができる粉じんの発散源を密閉する設備、局防止抑制措置を講ずることにより、

2 関 許 項 可申請書 を受けようとする事業者 (様式第 另一号の三) に申請 とする事業者は、 轄 労働 -請に係 基準監督署長に る発止 散制 提出 止措 抑 置 L 制特 な措例

3 7 五ば (略)

5

別 溶 剤 等に 係 る 措

げる字句: において、 場 とする。 十合 に 八 八条の二を除る八条の八 事業 て、 は、 次 それぞれ同 の表の上欄に掲げる有機則の規定中を除く。)及び第七章の規定を準用機則第一章から第三章まで、第四章事業者が特別有機溶剤業務に労働 0 表の下欄に 掲げる字句と読み替えるも 則の規定中同表の中欄に掲規定を準用する。この場合で、第四章(第十九条及び 働 者を従事させる 0 第

第一項	第四条の二	項第四号ハ	第一条第一	(魯)
一項の規定により 一項の規定により 、第二章、第二章、第三章 、第二十六条まで が第二十四条か二 の業務(第二条第	第二十八条第一項		(略)	
九号)第二条の二第一号に掲げる業務	特定化学物質障害予防規則((略)	

ル型換気は粉じんの散防止抑制 分され 前項の許可を受けれ型換気装置を設け の発散 とき 制 置 源を密閉する設備、を講ずることにより けないことができる。 所 ずることにより、 轄 労働 基準 監督署 局 第二類は 所 排 気装置及び 短物質のガス、 プッシュ 蒸当氮又 プ

置に関う 施 許可申請書(様式第一号の二)に申請項の許可を受けようとする事業者は、 ならなのな いの。妻 書 類様 式第 を添えて、 一号の二) に申請に係とする事業者は、発散: 所轄労働 基準監督署長 る防 発 止 散抑 防制 提出しない措置特例

2

一けりれ 〜れ 五ば

3 5 7

別 有 機 溶 剤 . 係る

第三十八条の八 事業者が 第二十八条の二を除く。) 第二十八条の二を除く。) とする。 第一章 上欄に掲げる有機則の規定。)及び第七章の規定を進一章から第三章まで、第四者が特別有機溶剤業務に労 同 表の 下欄に掲げる字句 焼定中同表の 連用する。 心章(第十年) と読み替えるも 向表の中欄に掲 9る。この場合 (第十九条及び 事 さ せ 0

141 1 1		
新設)	項第四号ハ 第一条第一	(略)
(新 設)	(略)	
新設)	- (略)	

第	5																		4	2	第				
四一	(と 実施:		· 分	所	理	に		六六	の 健	ると認	の 結	前	連 続	次	につ	除く	に掲	第	•	第三十	健	解	\ \ \ \ \	
一 定 条 有		後	当該	こ過ま	2	区分に	による評	当該	月	健康診	\emptyset	果、	項の	した三	の各号	いて	°)	げる	一項	(九条	康診)		
十一条の二 特特定有機溶剤混	略)	に 作	該業務	に目当ける過去一年六	いて	区	価	当該業務を行	とあっ	断に	られな	新た	健康診	口	\mathcal{O}	て第三十六条	及びは	物及	の業務	略)	~ · ·	断の実施)			<u> </u>
特混		亲 方	2	k 月	て第三十六	分された	の結果、	を行っ	るのい	係る間	なか	に当ま	診断力	の第	いず	十六名	特別符	び 同	務(令:		略)	美施)			されれ
定有機溶合物に係		作業方法を変	てし	作にあ	十六々	, _		場	は、	別表等	つた当	談 業 数	断を実施	項の	れにも	\mathcal{O}	管理物	場 第 1	第						な **
機溶る		更	直近	5 当該	条の二第	(第二条	近	所につ	一年	第三の	つた労働者に	伤に係	L	の健康	該当	二第一	質	項第九号に掲	十六冬						い業務を除
混 健		(軽微な	の第	当該場所の	第一		評	い	_	断に係る別表第三の規定の	につ	新たに当該業務に係る特定	た場合	康診断	コする	項の	に係る	掲げ	条第一						除
		なも	一項	V >	項の	三第	٦.	第	とする。	の適用	いて	定化	につ	_	該当するときは	規定	るもの	る物	項各号						
に係る業務		のを	の規	作業環境が	規定	一 項	めてい	+	٥	に	は、	字物	いて	健	`	に	を除い	で同	に						
業務		除く。	定に其		が適用	の規定	続	六条の		ついて	当該業務	質に	は、日	康診	当該業務	よる評価	 ✓ °) 	項第四	掲げる						
(第 三		し	基づく	同項の	規定が適用され	正によ	て	の二第		ては、	兼務に	よる異	同項の	断の結	兼務に	価が行	が 行	四号に	る物						
(第三十八条の		してい	健康	第一	ない	り 、	回、	一項		同表	係	異常所	健	帰果に	に係る直	われ	われ	に係る	(同項						
		ない	診断	管 理	場	該	第一	の規		表中欄	る第一	所見が	康診断	基づ	直近	か	る場	もの	項第四						
<u>八</u> 第	4	L	の	X	は	場	管	定		中	項	あ	$\overline{}$	き	の	つ	所	を	号	2	第				
пп	6 6																		新設	3	第三十	(健	K	L/2 /	
四十一条の二(特定有機溶	<u></u>																		$\overline{}$	<u></u>	九	康診			
の機二溶	略)																			略)		断の実			
利 特 定 合																					略)	実施)			
有 物																									
溶 係 剤 る																									
混健合康																									
に係る業務																									
(第三十八条																									
十八																									
\mathcal{O}																									
八																									

の規定を準用する。四項及び第六項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項、第において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

2 (略) 第五十一条 (略

者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定めるに定めるもののほか、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任3 労働安全衛生規則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項 3

準用する。
第四項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条の規定をを除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項及びにおいて準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

第五十一条 (略)

2 (略)

3

必要な事項は、厚生労働大臣が定める。化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について、金から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、特定、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第八十